

礼文町罹災証明書及び被災届出証明書交付要綱（案）

礼文町罹災証明書及び被災届出証明書交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害（火災を除く。）によって、本町の区域内で発生した災害による被害を受けた者の証明に関し、必要な条項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）住家 町内に存在する現に居住のために使用している建築物（社会通念上の住家であるかどうかを問わない。）をいう。

（2）住家以外の物件 町内に存在する住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。

（証明書の種類及び内容）

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は当該各号に定めるとおりとする。

（1）罹災証明書 法第90条の第2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、家屋等被害状況調査を行い、災害と被害事実との因果関係を町が確認することができるものに限り、その被害の程度について証明するものをいう。

（2）被災届出証明書 災害による住家以外の物件の被害について、町長に届け出た事実を証明するものをいう。

2 前項の規定により町長が交付する証明書は、災害による被害額及び被害の危険度は証明しないものとする。

3 第1項第1号の被害程度の判断は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年内閣府（防災担当））に基づくものとする。

（証明書の交付対象者）

第4条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住家については居住者、所有者及び相続人とし、住家以外の物件については被災物件の所有者及び使用者とする。

（証明書の交付申請等）

第5条 申請者は、被害を受けてから3箇月以内に罹災証明書交付申請書（様式第1号）又は被災届出証明交付申請書兼証明書（様式第2号）に次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（1）被害状況が確認できる写真

（2）修理等に係る見積書等（前号の写真が添付できない場合に限る。）

（3）その他町長が適当と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。ただし、町長がやむ得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

3 第1項の規定による申請は、代理人によって行うことができる。この場合においては、代理人は委任状を提出しなければならない。ただし、代理人が同一世帯の親族である場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第6条 町長は、前条に規定による申請があったときは、申請内容に基づき、必要な調査を遅滞なく実施するものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りではない。

2 前項の調査は、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、実施するものとする。

(証明書の交付)

第7条 町長は、前条に定める調査の結果、罹災の程度を判定したときは、罹災証明書(様式第3号)を交付するものとする。

2 町長は、第6条の規定による申請により、その事実を現認したときは、被災届出証明交付申請書兼証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(再調査の申請)

第8条 前条第1項による罹災証明書の受けた者は、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対し再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対し、被害認定再調査申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

3 町長は、再調査の申請があり、その申請理由が適当であると認めたときは、被害状況等の再調査を行い、当該罹災証明書の被害認定内容を修正する必要があると認めた場合には、当該罹災証明書に代えて、被害認定内容を修正した罹災証明書を申請者に交付するものとする。

(証明書の交付の特例)

第9条 証明書の様式が、その提出先において特に定めがある場合には、当該様式への証明をもって第7条に規定する証明書の交代に代えることができるものとする。

(手数料)

第10条 証明書の交付に係る手数料は、礼文町手数料条例(平成12年3月28日条例第5号)第5条第4項の規定により、免除する。

(証明事項の取り消し)

第11条 町長は、罹災証明書又は被害届出証明書の交付を受けた者が偽りその他不正の手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められるときは、これらの証明書の交付によって証した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明事項を取り消された者は、直ちに取り消しに係る証明書を町長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。